日調連発第１６０号
平成２５年９月２日

平成25年度第2回理事会議事録

日本土地家屋調査士会連合会

［岡田副会長からの追加説明］

連合会の日々の会務は、法務省等への迅速な対応、案件対応の所管部署への振分け、文書等の決裁、来客応対など、その日に対応しなければならないことも多い。

平成24年度監査報告には、「専門資格を有する常勤役員等の不在が、円滑な事務処理に支障をきたしていると思われる」との指摘がされており、円滑な会務運営を行うために、岡田副会長が週3日間、加賀谷副会長が週2日間来会し、両副会長の都合がつかないときは、菅原・宮嶋両副会長が代わって来会し、執務する体制をとることとし、常務理事は置かないこととしたい。

［主な意見］

○　副会長が交代で連合会に勤務されるということであるが、旅費の関係等予算の範囲を超えることのないようにしていただきたい。

【審議事項３】　副会長及び理事の会務分掌について

林会長から、連合会会則施行規則第10条及び第12条の規定に基づく副会長及び理事の会務分掌について、また、連合会と各ブロック協議会との迅速な情報交換が図れるよう各ブロック協議会の担当副会長について提案説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

審議の結果は、資料№3のとおり。

各ブロック協議会の担当副会長は次のとおり。

岡　田 副会長　　近畿・四国ブロック協議会
加賀谷 副会長　　関東・中部ブロック協議会
菅　原 副会長　　東北・北海道ブロック協議会
宮　嶋 副会長　　中国・九州ブロック協議会

【審議事項４】　制度対策本部員及び各種委員会委員等の選任について

林会長から、制度対策本部規則に基づく制度対策本部の構成員の選任、各種プロジェクトチーム（ＰＴ）等の組成及び構成員の選任並びに東日本大震災復興支援対策に関する規則に基づく大規模災害復興支援対策本部の構成員の選任（制度対策本部員、各種プロジェクトチーム等の組成における存続の是非と新設及び同プロジェクトチーム等の構成員並びに大規模災害復興支援対策本部の構成員については、会長一任（常任理事会で調整）としたい。）について提案説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

審議の資料・結果は、資料№4-1-1、同4-1-2及び同4-2のとおり。

次に、林会長から、各種委員会規則等に基づき、各種委員会等の組成及び委員等の選任

（各種委員会等の委員等については、会長一任（常任理事会で調整）としたい。）について提案説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

審議の資料は、資料№4-3 及び同 4-4 のとおり。

［主な質疑応答］

Ｑ　会長一任（常任理事会で調整）とのことであるが、今後の具体的な進め方を教えてもらいたい。

Ａ　各部等において本月 25 日までに会議を開催し、所管する委員会・ＰＴ等の構成員の候補者について協議の上、提案してもらう（候補者の員数は予算のとおりとするが、適任者であること等の特別な理由により予定員数を越える場合は、取りあえず候補者として提案してもらう。）。来る８月１日の常任理事会において審議し、承認された候補者については、各ブロック協議会の担当副会長から候補者が所属する土地家屋調査士会の会長に打診し、内諾が得られた場合は候補者に打診することとする。

【審議事項５】　顧問・相談役・参与の委嘱について

林会長から、連合会会則第 74 条第 3 項の規定に基づき、顧問・相談役・参与の委嘱について、資料№5（添付省略）のとおり提案説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

審議の結果は、次のとおり。

＜顧問（外部顧問）＞

清水規廣（弁護士）、出井直樹（弁護士）、山﨑司平（弁護士）、小松英明（税理士）

＜学術顧問＞

香川保一（元最高裁判事）

清水　湛（元広島高等裁判所長官）

安達栄司（立教大学大学院法務研究科教授）

鎌田　薫（早稲田大学総長）

川口 有一郎（早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授）

七戸克彦（九州大学大学院法学研究院教授）

清水英範（東京大学大学院工学系研究科教授）

土井真一（京都大学大学院法学研究科教授）

波光　巌（元公正取引委員会事務局審判官）

村田博史（京都産業大学法科大学院教授）

安本典夫（名城大学法学部教授）

山野目 章夫（早稲田大学大学院法務研究科教授）

山本和彦（一橋大学大学院法学研究科教授）

和田仁孝（早稲田大学大学院法務研究科教授）

＜顧問（内部顧問）＞

三浦福好（神奈川）、水上要蔵、西本孔昭（愛知）、竹内 八十二（東京）

＜相談役＞

下川健策（福岡）、横山一夫（神奈川）、大星正嗣（石川）、関根一三（埼玉）、志野忠司（奈良）

＜参与＞

瀬口潤二（山口）、藤木政和（滋賀）、大場英彦（札幌）、小林昭雄（青森）

【審議事項６】　専務理事の役員手当について

加賀谷副会長から、専務理事の役員手当について、日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程第 1 条並びに専務理事及び常務理事の役員手当等の特例第 2 条に基づき、資料№6 のとおり、役員手当月額と、これに加えて他団体・国会議員等との渉外に係る事務を行う手当月額（賞与等の対象としない）を支給することについて承認を求めたい旨提案説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

［主な意見］

これまで支給してきた手当が高い安いというのではなく、その時勢に適った金額を支給していくことが必要である。

6　各部等による引継ぎ及び本年度事業執行についての打合せ

各部等に分かれ、前任の部長等からの引継ぎ及び本年度事業計画に基づく執行計画についての協議（監事においては監査方針の検討）を 2 日にわたって行った後、2 日目（7/11）の午前 10 時 25 分から議事を再開した。

7　議　　事（第２日）

［会長指示］

本年 6 月 28 日に三重会に境界問題相談センターが設置され、全国 50 の土地家屋調査士会全てにＡＤＲセンターが設置されたことを好機と捉え、「境界紛争ゼロ宣言」を掲げる中で、自分たちが境界の専門家であることを社会にアピールしていきたい。

土地家屋調査士は、地図の最大の利用者であり、供給者でもあると考えている。法第 14 条地図作成作業を 2,000 筆ずつ 50 会が実施したとしても、年間 10 万筆、実際、平成 24 年度は 87,000 筆しかない。地籍調査事業はその 10 倍以上の予算があるので、10 倍としても 100 万筆程度になるが、土地家屋調査士が日常行っている分筆登記申請や地積更正登記申請は年間 300 万筆以上あり、法務省民事第二課や国土交通省地籍整備課との話し合いの

中で、そこにもっと着目してほしいと話をしており、政府や国土交通省土地・建設産業局長にも興味を示していただいている。社会事業部の地図対策室で業務の拡充に努めてほしい。

国土交通省の地籍整備課との話し合いで、民間成果を活用すべく、19条5項による地図作りのマニュアルを地籍整備課と一緒に連合会が作成し、50会に出していく方向となったので、協力をお願いしたい。

2つ目は、日常業務の中で、不動産取引の安心・安全の支障になることを国民の代弁者として問題提起を考えており、議員連盟への政策要望や法務大臣に建議をしていく。

3つ目は、好むか好まないかに関わらず、空間情報社会になる。その中で、我々土地家屋調査士がどのような役割を担っていくのかを検討していく。

4つめは、大規模会と小規模会との間に見受けられる活動の格差是正を図っていきたい。各ブロック協議会や各土地家屋調査士会において、業務研究や制度広報に先進的に取り組んでいる会がある。例えば、土地家屋調査士法第25条第2項の研究、国土調査法第19条第5項の指定や同法第10条第2項への取組み、競売物件への関与、不動産流通経営協会の契約書への関与、大学寄付講座、その他広報活動等々である。このような取組みについて、日調連として、支援、連携、情報等を集約・共有することで大規模会と小規模会の格差改善に務めていきたい。

総務部は、要となる部であり、各部の状況を把握して日々の対応を行ってもらいたい。なお、理事全員が執行部であるので、担当部でないことを理由に関心を持たないことがないようにしてもらいたい。

財務部は、旅費規程についていろいろ意見が出されているので、検討を重ねてもらいたい。特に、遠方手当3,000円の妥当性を検討してほしい。

業務部は、実態調査の実施の準備をしているが、過去の回収率は30%に満たない状態である。今回500万円近くかけて実施するので、回収率を上げるための手立てを講じてもらいたい。93条調査報告書については、原本提示の省略に向けての兼ね合いで先送りしているが、現時点のものでパイロット的に出してみることも検討してもらいたい。

研修部は、特別研修に意識が集中しがちだが、どの土地家屋調査士会に所属していても同じレベルの研修を受けられることが重要であり、その体制の構築について検討してもらいたい。

広報部は、総会でも話題になった受験者数減少の対策や全国の土地家屋調査士会にＡＤＲセンターが設置されたのを契機に積極的な広報活動を展開してもらいたい。

社会事業部は、公嘱の落札価格が予定価格の20～30%と低迷しているので、各地の情報収集に努めてほしい。連合会として公嘱協会に対する考え方を明確にする必要がある。

研究所は、土地家屋調査士の制度と業務についてのシンクタンクであり、その役割を改

めて認識の上活動していただきたい。

【協議事項１】　平成25年度の事業執行計画について

各部長等から、資料№7、同№8（添付省略）、昨日来の事務引継ぎ及び本年度事業執行についての打合せ結果を踏まえ、本年度事業計画に基づく執行計画の概要及び重点事項等について説明が行われ、意見交換の後、議長が、各担当者からの説明のとおり事業を進めていくことについて可否を諮ったところ、全会一致をもって了承された。

なお、総務部長から、各部の事業執行に当たっての留意事項について、次のとおり説明が行われた。

［総務部長からの留意事項の説明］

○　部員間の連絡を密接にして、意思疎通を図る。

○　あらかじめ送付される会議資料に目を通して、事前に検討しておく。

○　法務省等の対外的な会議に出席する場合は、複数の役員で対応して、会務処理報告書を作成する。

○　予算執行状況に留意して、会務を進める。

○　各会からの照会では、早急な回答を求めるものも多いが、慎重に対応することが必要である。内容に応じて各部で対応してもらうこととなる。

○　市民等広く一般からの質問や要望であっても、連合会としての回答となるときは、慎重に対応してもらいたい。

【協議事項２】　その他

(1) 岡田副会長からの報告

岡田副会長から、次のとおり報告が行われ、了承された。

①　地籍問題研究会への入会等について

地籍問題研究会に入会していない役員は、連合会において、入会手続の一部（会費は役員報酬から徴収）を代行するとの説明が行われ、了承された。

また、来る9月15日に創価大学において定例研究会が開催される予定となっており、役員には出席願いたい。

②　我が国のＴＰＰ交渉参加に関する意見公募について

内閣官房ＴＰＰ政府対策本部からのＴＰＰ交渉参加に関する意見公募が実施されており、これについて各土地家屋調査士会に意見を求めたところ、2 会から意見が提出されている。これらの意見も参考にして、連合会としての意見を提出する旨説明が行われた。なお、連合会から提出する意見書（案）を全役員に送付して確認してもらい、役員から示された意見も参考に推敲することとする。

③　土地家屋調査士白書について

今年度中に、「土地家屋調査士白書 2013（仮称）」を発行する予定で準備を進めているので、各部等には、データーの提供等で、協力をお願いしたい。

④　高精度衛星測位サービス利用促進協議会への参加について

前執行部において参加することが決定されており、小野研究所長が、委員として参加することとする。

⑤　連合会会館（シティ音羽）の処分について

連合会会館（シティ音羽）の売却処分については、昨年の定時総会における承認に基づきその準備を進めてきたが、株式会社キンダイが購入の意欲を示していることから、売買契約に当たっての交渉を進めている旨説明が行われた。なお、同社から、購入は 8 月末までに行いたいとの条件が提示されており、交渉の状況次第では、来る 8 月 2 日に予定している新役員打合せの途中で臨時理事会を開催し、審議をお願いすることもあり得るので、あらかじめ承知おき願いたい旨付言された。

(2) 確認・連絡・報告事項等について

事務局から、資料№10（添付省略）に基づき、理事会・常任理事会の運営、文書等の受発信、出張の取扱い、役員手当･旅費の支給、役員が加入する保険関係、事務局の組織・事務分担等について説明が行われた。

(3) その他

菅原副会長から、全調政連が連合会と歩調を合わせて活動を展開する団体であり、組織強化を図る上でも土地家屋調査士政治連盟の会員増強が必要となるので、地元の政治連盟に未加入の役員がおられるのであれば、加入願いたいとの要請がされた。

8　監査報告

椎名、丸田、宮城各監事から、次のとおり報告が行われた。

○　連合会の会務は、事業計画を執行するだけでなく、土地家屋調査士制度に係る様々な問題への適切な対応をとることも当然に含まれている。本日、役員の会務分掌等が決定したが、連合会全体として会務を適切かつ円滑に進めるためには、役員相互の密接な連携が必要であり、そのことを念頭に置いて職務を遂行してほしい。また、政府機関や他団体と接する際は、理事一人ひとりが連合会執行部の一員であることを意識して応対していただきたい。監事は理事とは異なる職務であるが、連合会会務が適切かつ円滑に執行されるようでき得る限り協力したい。

○　土地家屋調査士白書が本年度中に刊行されると聞いているので、計画的に準備を進め、有用な成果品となることを期待している。

○　連合会役員には、一体感をもって会務を遂行していただきたい。また、会務運営は貴

重な会費で成り立っていることを念頭に置いて、事業計画の執行は大胆に、予算の執行は繊細にという考え方で取り組んでいただきたい。

○　少子高齢化が急激に進んでいく中、連合会役員として、不動産登記制度や土地家屋調査士制度がどうあるべきかを考えながら、会務に取り組んでほしい。

○　監事として適切な意見が示せるよう努力したい。

以上により、理事会のすべての審議及び協議を終了した。

以上

本議事録の正当なることを証するため署名押印する。

平成２５年７月１１日

議　　長　　林　　千　　年　　印

議事録署名人　　小　　野　　伸　　秋　　印

議事録署名人　　竹　　谷　　喜　　文　　印

日本土地家屋調査士会連合会平成25年度第2回理事会議事録

日　　時　　平成２５年７月１０日（水）　午後１時３０分から
　　１１日（木）　正午まで

場　　所　　東京都千代田区三崎町1－2－10
　　土地家屋調査士会館3階会議室

理事会構成員　２９名
出席者数　　２９名
　　林会長
　　岡田・加賀谷・菅原・宮嶋　各副会長
　　小野・竹谷・野城・海野・鈴木・小保方・古橋・芦澤・中塚・金子・吉﨑・佐原・上杉・石野・戸倉・中田・山本・児玉・土井・佐藤（保）・佐藤（彰）・山谷・井上・三田　各理事
　　［業務監査］椎名・丸田・宮城 各監事
欠 席 者　　なし

1　会長あいさつ

過日の第70回定時総会において役員選任について審議され、会長職については選挙となったが、その投票結果は批判と期待が示されたものと受け止めている。私自身も前執行部の副会長であったので、批判については真摯に受け止めたい。また、期待の部分については、選挙広報でお示ししたことがご理解いただけたものと考えている。

役員改選の年は、理事の業務分掌が決定して本格的に始動するのが8月以降となってしまい、総会で承認された事業計画及び予算の執行はスケジュール的に厳しい状況となる。実際、総会が終了して本理事会までの3週間でも、自民党議員連盟との打合せを始め様々な会務があり、年間の会務は相当なものになると思われるので、役員一丸となって適切に執行していきたい。

私は土地家屋調査士を開業して37年目になるが、土地家屋調査士会の会務に参加するようになって、まだ10年にも満たない。支部長、理事、部長の経験のないまま、地元の土地家屋調査士会の副会長、会長、そして、連合会の副会長を1期2年させていただいた。

そのような経緯から、会務に関する文書や資料の作成経験が少なく、役職員の皆さんには、その分ご尽力いただくこととなるが、会長として方針を示していくので、よろしくお願いし

たい。

連合会が取り組むべきことについて選挙広報等で方針を具体的に示しているので、成果をきちんと出したいと考えている。土地家屋調査士法第60条には、法務大臣に建議することができると定められているが、必要に応じて行いたいと考えている。

縁あって連合会役員として2年間このメンバーで仕事をしていくことになったので、いつも仲良くというわけにはいかないと思うが、会議では積極的に発言していただき、土地家屋調査士制度の発展のために会務に取り組んでいただきたい。

とにかく理屈を言う前に、まずやってみる。そして、皆さんと結果を出していく。

厳しく楽しくやっていきたいと思うので、よろしくお願いしたい。

2　議長選出

日本土地家屋調査士会連合会会則第11条第2項の規定に基づき、林会長が就任した。

3　議事録署名人選出

議長は、議事録署名人に次の2名を指名した。

小野理事

竹谷理事

4　自己紹介

会長、副会長、理事、監事、事務局次長及び課長による自己紹介を行った。

5　議　　事（第1日）

【審議事項1】　会長の職務代理について

林会長から、連合会会則第6条第2項及び第3項の規定に基づき、副会長について定めることが求められている会長の職務代理者としての代理順位及び理事における職務代理者について提案説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

審議の結果は、資料№1 のとおり（理事における職務代理者については、審議事項3の結果による総務部長をこれに充てることとする。）。

【審議事項2】専務理事、常務理事及び常任理事の選任について

林会長から、連合会会則第12条第7号の規定に基づき、専務理事及び常任理事の選任について提案説明が行われ、続いて、岡田副会長から、次のとおり追加説明が行われ、議長が可否を諮ったところ、全会一致をもって承認された。

審議の結果は、資料№2 のとおり。

日調連発第７８号
平成２５年６月１４日

平成25年度第1回理事会議事録

日本土地家屋調査士会連合会